

新型コロナウイルス感染症により納税が困難な方に対する 村税の徴収猶予について

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなど、以下のようなケースに該当する場合は納税を猶予する制度があります。該当する場合は1年以内の期間に限り、猶予を受けることができますので税務国保課までご相談ください。

- **災害により財産に相当な損失が生じた場合**
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- **ご本人又はご家族が病気にかかった場合**
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- **事業を廃止し、又は休止した場合**
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- **事業に著しい損失を受けた場合**
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請の手続きについて

上記に該当すると思われる方は、税務国保課またはお電話でご相談ください。申請書等をお渡しいたしますので、必須事項を記載し申請していただきます。

平成31年度分については、納付が困難になった事由が発生した時期以降の期別が対象となります。(令和2年2月1日以降に納期が到来した期別のみ。)

猶予が認められた場合

原則1年間の猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

- ・猶予期間中の延滞金の一部、または全部が免除されます
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

令和 2 年 4 月 14 日

連絡先 税務国保課 課税徴収グループ
電 話 35-2111